

令和 7 年 2 月

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

令 和 7 年 2 月 12 日	開 会
同	日 閉 会

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

令和 7 年 2 月和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会

令和 7 年 2 月 12 日（水）午後 1 時開議

○議事日程

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期決定について
 - （日程追加） 副議長の辞職について
 - （日程追加） 副議長の選挙
- 日程第 4 請願第 1 号 緊急に保険料引き下げを求める請願書
- 日程第 5 承認第 1 号から議案第 7 号までの上程
- 日程第 6 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 7 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 8 議案第 1 号 令和 6 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 2 号 令和 6 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 3 号 和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 4 号 和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 5 号 和歌山県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画の改定について
- 日程第 13 議案第 6 号 令和 7 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第 14 議案第 7 号 令和 7 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算
- 日程第 15 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（29名）

1 番	芝 本 和 己 君	2 番	奥 山 昭 博 君
3 番	杉 本 博 美 君	4 番	堀 内 和 久 君
5 番	一ノ瀬 敦 子 君	6 番	松 本 隆 史 君
7 番	福 榮 浩 義 君	8 番	大 石 元 則 君
9 番	堂 脇 光 弘 君	10番	玉 田 隆 紀 君
12番	東 芝 弘 明 君	13番	山 下 晴 夫 君
14番	新 谷 英一郎 君	15番	赤 井 洋 子 君
16番	中 井 准 君	17番	谷 畑 進 君
19番	辻 村 昌 宏 君	20番	玉 置 一 郎 君
21番	堀 口 晴 生 君	22番	原 田 覺 君
23番	堀 辰 雄 君	24番	溝 口 耕太郎 君
25番	松 井 孝 恵 君	26番	岡 本 克 敏 君
27番	藤 社 和 美 君	28番	久 原 拓 美 君
29番	佃 奈 津 代 君	30番	阪 上 博 行 君
31番	吉 村 聡一郎 君		

○欠席議員（1名）

11番	伊 都 堅 仁 君
-----	-----------

○説明のため出席した者

広域連合長	三浦 源吾 君	副広域連合長	真砂 充敏 君
副広域連合長	中山 正隆 君	副広域連合長	岡本 章 君
事務局 長	田伏 密宏 君	事務局次長 兼 業務課長	池本 収児 君
総務課 長	中田 智也 君	総務課 班長	坂東 由佳子 君
総務課 班長	森下 和哉 君	業 務 課 課長補佐兼班長	尾藤 寿彦 君
業務課 班長	稲田 かおり 君	業務課 班長	楠見 範子 君

○職務のため出席した者

書 記 長	高松 浩二	書 記	津村 直希
-------	-------	-----	-------

午後 1 時00分 開議

○議長 　　ただいまから令和 7 年 2 月12日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程に先立ち、ご報告します。かつらぎ町の浦中隆男議員、美浜町の龍神初美議員から、当議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第292条において準用する同法第126条に基づき、これを許可いたしました。

また、みなべ町の前田覚議員は、選挙母体でありますみなべ町におきまして、任期満了により離職されております。ここに、あらためまして、辞職及び離職されました議員の皆様方のご尽力に対し感謝を申し上げ、ご報告とさせていただきます。

次に、新たに当議会議員に選出されました議員の仮議席の指定を行います。このほど、新しく当議会議員に、かつらぎ町の東芝弘明君、みなべ町の前田覚君が選出されました。仮議席は、ただいまご着席の議席と指定します。

次に、広域連合長から招集の挨拶のため、発言を求められていますので、これを許可します。

○連合長 　　議長、番外。

○議長 　　広域連合長、三浦源吾君。

〔三浦源吾君 登壇〕

○連合長 　　皆さん、こんにちは。広域連合長を務めております、御坊市長の三浦でございます。開会に当たりまして、議長にお許しをいただき、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会の 2 月定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、大変ご多用の中、当広域連合議会定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、平素から、当広域連合の運営に格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、平成20年 4 月から始まった後期高齢者医療制度も、令和 7 年度で18年目を迎えます。いわゆる団塊の世代が全員75歳以上となる今年は2025年問題とも呼ばれております。後期高齢者医療制度においては、現役世代の相対的な減少に伴い、令和 4 年10月から一定所得以上の 2 割負担の導入、令和 6 年度からは出産育児支援金制度の導入、令和 8 年度からは子ども子育て支援金制度の導入、さらに現在も令和 7 年 8 月からの高額療養費制度の見直しが議論をされているなど我々高齢者の負担はますます増加すると見込まれております。社会保障制度全体が変化する中、後期高齢者医療制度も大きな変化の渦中にあり、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

また、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施については、今年度から全30市町村が実施をしております。高齢者の心身の特性に応じたきめ細やかな保健事業を市町村が行えるよう、広域連合といたしましても、より一層支援をしてまいります。

今後とも、市町村と連携をして保健事業を推進するとともに、医療費の適正化を図るな

ど、被保険者の皆様が安心して適切な医療を享受し、健康で自立した生活が送れるよう努めてまいりますので、議員の皆様におかれましては、引き続き特段のご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、本議会定例会におきましては、専決処分の2件の承認案件のほか、令和6年度の一般会計及び特別会計補正予算、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をはじめ3件の条例及び計画案、令和7年度の一般会計及び特別会計予算の諸議案を上程しております。議員の皆様におかれましては、慎重審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げまして、招集のご挨拶といたします。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長 日程第1、「議席の指定」を行います。今回新たに広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、お手元に配付の議席表のとおり指定します。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において、14番、新谷英一郎君及び25番、松井孝恵君を指名します。

次に、日程第3、「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期を本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

次に、諸般の報告をさせます。

○書記長 ご報告いたします。令和7年1月29日付、和広第571号をもって、和歌山県後期高齢者医療広域連合長から、本日招集の当議会定例会に提出する議案が送付されております。

次に、令和6年10月23日付、和広監第9号をもって、財務監査の結果に関する報告及び令和6年8月20日付、和広監第6号、同年9月30日付、和広監第7号、同年10月22日付、和広監第8号、同年11月20日付、和広監第10号、同年12月25日付、和広監第11号、令和7年1月16日付、和広監第12号をもって、例月出納検査の結果に関する報告が、それぞれ監査委員から参っており、写しはお手元に配付いたしております。以上でございます。

○議長 ご報告します。副議長、赤井洋子君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、「副議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、この際、「副議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

地方自治法第117条に基づき、赤井洋子君の退席を求めます。

〔赤井副議長 退場〕

○議長 「副議長の辞職について」を議題とします。辞職願を朗読させます。

○書記長 辞職願。この度、一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるよう願います。令和7年2月12日、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会副議長、赤井洋子。和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議長、杉本博美殿。

○議長 お諮りします。赤井洋子君の副議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、赤井洋子君の副議長の辞職を許可することに決しました。

〔赤井洋子君 入場〕

○議長 ただいま副議長が欠員となっております。

お諮りします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

お諮りします。ただいま行うことに決しました選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項に基づき、指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

副議長に阪上博行君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました阪上博行君を副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました阪上博行君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました阪上博行君が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定による告知をします。阪上博行君、登壇願います。

〔阪上副議長 登壇〕

○副議長 ただいま皆様方のご推挙により広域連合議会副議長に就くことになりました私が北山村の阪上でございます。議長を補佐し、皆様方のご協力を得て、広域連合議会が円滑に進むように努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしく

お願い申し上げます。(拍手)

○赤井議員 議長、15番。

○議長 15番、赤井洋子君。

〔赤井洋子君 登壇〕

○赤井議員 副議長の退任の挨拶をさせていただきます。

令和5年7月定例会において皆様のご推挙をいただき、副議長を務めさせていただきました。議員各位はもとより、関係者の皆様のご支援、ご協力をいただき、副議長としての責務を全うすることができましたことを心より御礼申し上げます。

結びに、今後とも皆様の変わらぬご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、副議長退任の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。(拍手)

○議長 次に、日程第4、請願第1号「緊急に保険料引き下げを求める請願書」を議題とします。紹介議員の趣旨説明を求めます。12番、東芝弘明君。

〔東芝弘明君 登壇〕

○東芝議員 請願第1号「緊急に保険料引き下げを求める請願書」について提案の説明をさせていただきます。手元に請願書が配付されておりますので、それに基づいて提案いたします。

緊急に保険料引き下げを求める請願書、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議長、杉本博美殿。請願人、和歌山市湊通丁南1丁目1の3名城ビル2階、和歌山県社会保障推進協議会代表幹事、佐藤洋一。紹介議員は私でございます。

請願の趣旨を読み上げて説明に代えさせていただきます。2024年度、25年度の保険料は、所得割率が1.71%引き上げ（2024年度に限り一部軽減税率適用）、均等割が4,111円もの大幅な引き上げが行われました。とりわけ、低所得者にとっては均等割の大幅引き上げが重くのしかかっています。加えて、その後も物価や光熱費の高騰が続き、年金の改定は物価高騰に追いつかず高齢者の生活がますます厳しくなっています。2022年10月から後期高齢者の医療費窓口負担の2割化が実施され、受診抑制がおきていることが厚労省の調査でもうかがえます。

昨年の保険料改定以降の高齢者の暮らしを取り巻く情勢を踏まえて、緊急に保険料を引き下げよう請願します。

なお、広域連合長宛に、「後期高齢者医療制度の廃止、窓口2割負担の廃止、保険料の引き下げ等を求める要請署名」を昨年9月から年末にかけて、団体署名243筆、個人署名3,490筆を提出しています。

請願事項1、2025年度の保険料を引き下げること。2、財政安定化基金の活用を県に要請すること。

文書はそうになっています。とにかくこの物価高の中で国民の生活が非常に厳しい状況に追い込まれて、物価高が止まりません。その中で、年金生活の方々の年金は物価上昇に見合って上がるわけではないという中で非常に生活が苦しくなっています。議員というのは住民の代表ですから、住民の苦しみに心を寄せて、願いがどこにあるのかということを理

解した上で政治的判断をするということが問われていると思います。したがって、そういう趣旨で私は紹介議員にならせていただきました。

何とぞご審議、ご採択くださいますよう心からお願いを申し上げまして、提案に代えさせていただきます。

○議長 以上で説明が終わりました。

ただいま議題となっている日程第４、請願第１号「緊急に保険料引き下げを求める請願書」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより請願第１号を採決します。本件については、請願のため起立採決とします。

本件は、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立少数であります。よって、請願第１号は不採択することに決しました。

次に、日程第５号、承認第１号「専決処分の承認を求めることについて（和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について）」から議案第７号「令和７年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」までの９件を一括議題とし、当局から提案理由の説明を求めます。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、三浦源吾君。

〔三浦源吾君 登壇〕

○連合長 それでは、議案につきまして、概要説明をさせていただきますが、その前にお祝いを申し上げます。先ほどの副議長選挙におきまして、広域連合議会の副議長に北山村の阪上議員がご就任されました。心からお喜びを申し上げます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

また、令和５年７月から副議長を務めていただきました湯浅町の赤井議員におかれましては、広域連合並びに広域連合議会の運営にご尽力をいただきましたことに、この場をお借りいたしまして、心から厚く御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。今後とも変わらぬご交誼をお願い申し上げます。

それでは、承認第１号から議案第７号までについて、その概要を一括してご説明申し上げます。

承認第１号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」は、高齢者の医療の確保に関する法律などの改正に伴う所要の改正を行った専決処分の承認でございます。

承認第２号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、期末勤勉手当

及び給料表の改正を行った専決処分の承認でございます。

次に、議案第1号、第2号につきましては、令和6年度補正予算関係でございます。一般会計におきましては1,166万6,000円を減額補正し、特別会計におきましては8,859万5,000円を減額補正するものでございます。また、特別会計では債務負担行為を設定してございます。

続きまして、条例及び計画関係でございます。

議案第3号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について」は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律などの改正に準じ、手当及び給料表の改正、時間外勤務免除に係る改正を行うものでございます。

議案第4号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」は、保険料の徴収猶予の期間の改正のほか、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第5号「和歌山県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の改定について」は、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第6号及び議案第7号は、令和7年度当初予算関係でございます。令和7年度の予算総額は、一般会計で2億3,518万6,000円、特別会計で1,656億4,992万2,000円でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては事務局長から説明させていただきますので、議員の皆様におかれましては、慎重審議の上、ご賛同賜りますようどうかよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長 次に、当局から補足説明のための発言の申出がありますので、これを許可します。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、田伏密宏君。

〔田伏密宏君 登壇〕

○事務局長 事務局長の田伏です。それでは、補足説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開き願います。承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」は、和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、令和6年11月25日に専決処分をしたもので、これを議会に報告し、承認をお願いするものです。本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、高齢者の医療の確保に関する法律が改正されたことに伴い、改正を行ったものです。内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

3ページをお開き願います。第27条の削除は、高齢者の医療の確保に関する法律第54条第4項から第6項の被保険者証の返還に関する規定が削除されたことに伴い、本条に規定する被保険者証の返還に応じない者への罰則規定を削除するものです。また、27条の削除

に伴い、第28条から第30条まで1条ずつ条を繰り上げています。2ページにお戻りください。附則第1条で、本条例の施行日は令和6年12月2日とし、第2条において、罰則の適用に係る経過措置を規定しています。

続きまして、4ページをお開き願います。承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」は、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、令和6年12月25日に専決処分をしたもので、これを議会に報告し、承認をお願いするものです。本件は、令和6年8月8日の人事院勧告に基づく国家公務員の令和6年度に係る給与改定に準じ、関係規定の整備を行ったものです。内容につきましては、新旧対照表でご説明します。

9ページをお開き願います。期末手当について、第21条第2項及び第5項に規定する支給率を令和6年12月期について、職員は100分の127.5に、再任用職員は100分の71.25にそれぞれ改正するもの、勤勉手当について、第24条第2項第1号及び第2号に規定する支給率を令和6年12月期について、職員は100分の107.5に、再任用職員は100分の51.25にそれぞれ改正するものです。10ページをお願いします。別表の行政職給料表は、国家公務員の給料表に準じた改正を行うものです。8ページにお戻りください。附則第1条で、本条例は公布の日から施行し、別表の行政職給料表の規定は令和6年4月1日から適用し、期末勤勉手当の規定は同年12月1日から適用する旨、規定しています。附則第2条は、給与の内払いの規定です。

続きまして、17ページをお開き願います。議案第1号「令和6年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」についてご説明します。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,166万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,357万1,000円とするものです。

予算の内容につきましては、18ページの第1表、歳入歳出予算補正に款項ごとに計上していますが、19ページからの歳入歳出予算事項別明細書により、目ごとに説明します。

20ページをお開き願います。歳入です。第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金497万6,000円の減額は、今回の歳出補正額の財源調整によるものです。

第2款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目調整交付金50万1,000円の増額は、保健師の人件費に対する交付金の追加によるものです。

第4款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金719万1,000円の減額は、今回の歳出補正額の財源調整によるものです。

21ページをお開き願います。歳出です。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費1,127万5,000円の増額は、令和6年度会計における支出額確定及び決算見込みによるものです。

22ページをお願いします。第4款諸支出金、第1項、第1目特別会計繰出金2,294万1,000円の減額は、特別会計歳出補正に伴う財源調整により、特別会計への繰出金を減額するものです。

23ページをお開き願います。23、24ページの給与費明細書は、人件費の補正の明細です。

26ページをお願いします。議案第2号「令和6年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）」についてご説明します。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,859万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,656億765万7,000円とするものです。予算の内容につきましては、27、28ページの第1表、歳入歳出予算補正に款項ごとに計上していますが、29ページからの歳入歳出予算事項別明細書により、目ごとにご説明します。

30ページをお開き願います。歳入です。第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金5,957万1,000円の減額は、保険料等負担金及び保険基盤安定制度負担金の減額によるものです。

第2款国庫支出金、第2項国庫補助金、第3目調整交付金1億277万6,000円の減額は、今回の歳出補正の減額による補助対象額の減額によるものです。第6目社会保障税番号制度システム整備費補助金191万2,000円の新規計上は、マイナ保険証の周知広報に係る経費に対する補助です。第9目円滑運営事業費補助金139万5,000円の新規計上は、システムの機器更改に伴うカスタマイズ改修費用に対する補助です。

第7款第1項繰入金、第1目一般会計繰入金2,294万1,000円の減額は、今回の歳出補正額の財源調整によるものです。第2目基金繰入金1億1,688万9,000円の増額は、歳出予算計上額のうち、保険料分に係る財源調整として、後期高齢者医療給付費準備基金からの繰入れを増額するものです。

31ページをお開き願います。第9款諸収入、第3項雑入、第1目第三者納付金2,350万3,000円の減額は、決算見込みにより減額するものです。

32ページをお願いします。歳出です。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費1,356万円の減額は、令和6年度会計における支出額確定及び決算見込みによるものです。

33ページをお開き願います。第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目療養給付費8,800万円の増額は、決算見込みによるものです。

第3款、第1項、第1目特別高額医療費共同事業拠出金132万4,000円の減額は、全ての広域連合の拠出金総額見込みの減によるものです。

第4款、第1項支払基金拠出金、第1目出産育児支援金141万1,000円の増額は、社会保険診療報酬支払基金からの請求額が当初見込額よりも増加したことによるものです。

34ページをお願いします。第5款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第1目健康診査費1,633万円の減額は、決算見込みにより減額するものです。第2目その他保健事業費1億4,993万8,000円の減額は、決算見込みにより減額するものです。

第8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金314万6,000円の増額は、決算見込みにより増額するものです。

35ページをお開き願います。第2表、債務負担行為の設定は、令和6年度中に契約準備行為を行う必要があることから、表中、7事項につき、期間を令和7年度として限度額を

設定するものです。7事項につきましては、後期高齢者医療制度概要パンフレット印刷業務委託、限度額287万8,000円、資格確認書等作成業務委託、限度額2,866万1,000円、給付関連通知書作成業務委託、限度額1,493万8,000円、健康診査受診券作成等業務委託、限度額2,246万7,000円、医科歯科データ作成業務委託、限度額478万円、重複・頻回訪問業務委託、限度額781万8,000円、糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託、限度額426万8,000円です。補正予算第2号の説明は以上です。

続きまして、条例及び計画関係になります。36ページをお開き願います。議案第3号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」についてご説明します。本条例につきましては、令和6年8月8日の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律などの改正に準じ、関係規定の整備を行うものです。この条例の改正は3条で構成されています。

内容につきましては、新旧対照表にてご説明します。48ページをお開き願います。第1条関係は、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部改正です。扶養手当につきましては、第11条の規定中、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を月額6,500円から月額1万3,000円に改正し、第12条に規定する扶養手当の届出等の規定を削除するとともに、同条第5項を新設し、扶養手当の支給に関し必要な事項を規則に委任するものです。

50ページをお開き願います。地域手当につきましては、第13条第2項に規定する支給率を100分の6から100分の4に改正するものです。住居手当につきましては、51ページをお開き願います。第14条第1項第2号の規定中、配偶者に「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」を追加するものです。通勤手当につきましては、第15条第2項第1号に規定する交通機関の運賃等に係る上限額5万5,000円と同条第3項第1号に規定する新幹線等の特別料金等に係る上限4万5,000円を削除し、同条第5項を新設し、両者を合わせて上限15万円と規定するもの、同条第3項の改正及び第4項の新設については、新規採用職員や育児・介護等の事情により転居した職員にも新幹線等の特別料金等に係る手当を支給対象とするものです。また、第4項及び第5項の新設に伴い、第4項から第7項まで2項ずつ項を繰り下げています。

53ページをお願いします。単身赴任手当につきましては、第16条第3項の規定中、新規採用職員も支給を対象とする改正を行うものです。管理職員特別勤務手当につきましては、第20条第1項の改正は、文言の整理等所要の改正を行うもの、同条第2項の改正は、平日深夜に係る支給対象時間帯を「午前0時から午前5時まで」から、「午後10時から翌日の午前5時まで」に改めるものです。54ページをお願いします。期末手当につきましては、第21条第2項及び第5項に規定する支給率を職員は100分の125に、再任用職員は100分の70にそれぞれ改正するものです。勤勉手当につきましては、第24条第2項第1号及び第2号に規定する支給率を職員は100分の105に、再任用職員は100分の50にそれぞれ改正するものです。55ページをお開き願います。定年前再任用短時間勤務職員の適用除外について、

第28条の規定中、第14条の住居手当を削除し、住居手当を支給対象とするものです。56ページをお願いします。別表の行政職給料表は、国家公務員の給料表に準じた改正を行うものです。

62ページをお開き願います。第2条関係は、和歌山県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正です。パートタイム会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬につきまして、職員の地域手当の改正に準じ、第21条に規定する支給率を100分の6から100分の4に改めるものです。

63ページをお開き願います。第3条関係は、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正です。育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限につきましては、第9条第2項に規定する時間外勤務の制限を請求できる職員を「3歳に満たない子」のある職員から「小学校就学の始期に達するまでの子」のある職員に改めるものです。第9条第4項の改正は、同条第2項の改正に伴う規定及び文言の整理等所要の改正を行うものです。介護休暇につきましては、第16条第1項に、第16条の3の新設に伴う規定を追加するものです。64ページをお願いします。第16条の3及び第16条の4の新設につきましては、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する措置を規定するものです。

43ページにお戻り願います。附則第1条において、本条例は令和7年4月1日から施行する旨、規定をしております。第2条及び第3条は、給料表の改正に伴う号給の切替え・調整について規定するものです。第4条は、扶養手当に係る経過措置で、令和7年度の支給額を子は月額1万1,500円、配偶者は月額3,000円とする旨、規定しています。44ページをお願いします。第5条は、職員の地域手当に係る経過措置で、令和7年度支給率を100分の5とする旨、規定しています。第6条は、通勤手当及び単身赴任手当に係る経過措置で、切替日前の新規採用職員にも適用する旨、規定しています。第7条は、会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬に係る経過措置で、令和7年度支給率を100分の5とする旨、規定しています。

続きまして、65ページをお開き願います。議案第4号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明します。本条例につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正による低所得者に係る均等割軽減の判定基準額など、所要の改正を行うものです。

内容につきまして、新旧対照表でご説明します。67ページをお開き願います。第16条第1項第2号は、均等割5割軽減の判定に用いる額を「29万5,000円」から「30万5,000円」に改めるものです。第3号は、均等割2割軽減の判定に用いる額を「54万5,000円」から「56万円」に改めるものです。68ページをお願いします。第19条は、保険料の徴収猶予の期間について「急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年」とする規定を追加するものです。66ページにお戻り願います。附則第1条において、本条例は公布の日から施行し、第16条の保険料の軽減判定の規定は令和7年4月1日から施行する旨規定しており

ます。第2条は、保険料の軽減判定に係る経過措置、第3条は、保険料の徴収猶予の期間に係る経過措置を規定しています。

続きまして、69ページをお開き願います。議案第5号「和歌山県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の改定」についてご説明します。本計画の改定につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、被保険者証が廃止され、新たに資格確認書が発行されることに伴うものです。内容につきましては、新旧対照表にてご説明します。76ページをお開き願います。5、広域連合及び関係市町村が行う事務（1）被保険者の資格の管理に関する事務の記載中、2か所の「被保険者証」を「資格確認書等」に改めるものです。

続きまして、78ページをお願いします。議案第6号「令和7年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてご説明します。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,518万6,000円と定めるとともに、一時借入金の最高額を2,000万円と定めるものです。款項の区分ごとの金額につきましては、79ページから80ページの第1表、歳入歳出予算に計上しておりますが、内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書にて説明させていただきます。81ページをお願いします。1、総括です。令和7年度予算額の合計は、前年度と比較して1億3,348万3,000円の減額となっております。減額の主な要因は、令和6年度は、機器更改に係る財源として財政調整基金からの繰入れを行いましたが、この繰入れが不要となったことによるものです。

それでは、予算の内容の主なものについて目ごとにご説明します。82ページをお願いします。歳入です。第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金1億9,469万5,000円は、派遣職員等の人件費及び一般事務経費を構成市町村に負担していただくものです。

第2款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目調整交付金484万2,000円は、保健師の人件費について特別調整交付金を受け入れるものです。

第4款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金3,549万7,000円は、一般会計と特別会計の事務費に充てる財源として財政調整基金を取り崩し、一般会計に繰入れするものです。

続きまして、歳出です。84ページをお開き願います。第1款、第1項、第1目議会費278万7,000円は、広域連合議会の運営に要する諸経費です。

85ページをお開き願います。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費2億1,159万1,000円は、派遣職員等の人件費及び事務局の運営に要する諸経費です。なお、特別職及び一般職の給与費明細書につきましては、91ページから92ページまでをご参照願います。86ページにお戻りください。一般管理費の主なものをご説明します。第12節委託料703万3,000円は、事務職員用の電子計算機システムの運用委託、例規集管理システム運用委託料などの費用です。87ページをお開き願います。第13節使用料及び賃借料2,359万9,000円は、職員用住宅、事務所の借り上げ、事務処理用パソコンの借り上げ等に係る費用です。88ページをお願いします。第18節負担金補助及び交付金1億4,444万9,000円は、派遣職員

の給与等負担金などに係る費用です。

90ページをお開き願います。第4款諸支出金、第1項、第1目特別会計繰出金2,000万円は、特別会計の事務費に充てる財源として、一般会計で繰入れした財政調整基金を特別会計へ繰り出すものです。一般会計予算についての説明は以上です。

続きまして、94ページをお開き願います。議案第7号「令和7年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」についてご説明します。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,656億4,992万2,000円と定めるとともに、一時借入金の最高額を100億円と定めるものです。また、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内での各項間の予算の流用を定めるものです。款項の区分ごとの金額につきましては、95ページから98ページの第1表、歳入歳出予算に計上しておりますが、内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書にて説明します。99ページをお開き願います。1、総括です。令和7年度予算額の合計は、前年度と比較して25億9,565万9,000円の増額となっています。増額の主な要因は、歳出において、被保険者数の増加などにより、第2款保険給付費が28億241万5,000円の増額となったことによるものです。それでは、予算内容の主なものについて目ごとにご説明します。

101ページをお開き願います。歳入です。第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金315億4,943万7,000円は、一般事務経費の負担分である事務費分賦金として4億9,490万1,000円、市町村が徴収する保険料である保険料等負担金として137億3,224万9,000円、医療費に係る市町村の法定負担分である療養給付費負担金として130億8,192万6,000円、均等割保険料の軽減に対する財源補填分である保険基盤安定制度負担金として42億4,036万1,000円をそれぞれ構成市町村に負担をしていただくものです。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金392億4,577万8,000円は、医療費に係る国の法定負担分です。第2目高額医療費負担金10億1,586万3,000円は、レセプト1件当たり80万円を超える高額な医療費について、80万円を超える額のうち、保険料及び調整交付金で賄うべき部分の4分の1を国が負担するものです。第2項国庫補助金、第1目健康診査事業費補助金1億344万2,000円は、健康診査事業に対して交付を受けるものです。第2目特別高額医療費共同事業費補助金976万9,000円は、特別高額医療費共同事業への拠出金に対する補助金です。第3目調整交付金153億2,743万9,000円は、広域連合間における被保険者の所得格差の不均衡是正を図る目的で交付を受ける普通調整交付金、保健事業を充実させるためなどに交付を受ける特別調整交付金です。

102ページをお願いします。第3款県支出金、第1項県負担金、第1目療養給付費負担金130億8,192万6,000円は、医療費に係る県の法定負担分です。第2目高額医療費負担金10億1,586万3,000円は、レセプト1件当たり80万円を超える高額な医療費について、80万円を超える額のうち、保険料及び調整交付金で賄うべき部分の4分の1を県が負担するものです。

第4款、第1項支払基金交付金、第1目後期高齢者交付金637億1,650万円は、現役世代からの保険給付に係る支援金です。

第5款、第1項共同事業交付金、第1目特別高額医療費共同事業交付金8,161万3,000円は、著しく高額な医療費を全国の広域連合で共同負担し、広域連合の財政負担を軽減させるために交付されるものです。

103ページをお開き願います。第7款、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金2,000万円は、特別会計の事務費に充てる財源として、一般会計で繰入れした財政調整基金を特別会計へ繰入れするものです。第2目基金繰入金2億6,450万3,000円は、令和7年度分の保険料上昇抑制財源として、後期高齢者医療給付費準備基金から繰入れするものです。

104ページをお願いします。第9款諸収入、第3項雑入、第1目第三者納付金1億9,360万1,000円は、交通事故等を原因とする保険給付について、過失割合に応じて加害者から納付していただくものです。

続きまして、歳出です。105ページをお開き願います。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費5億2,125万8,000円は、被保険者の資格管理や保険給付の管理等、後期高齢者医療事務の執行に要する諸経費です。107ページをお開き願います。第2項、第1目賦課徴収費34万5,000円は、被用者保険の被扶養者であった方の情報突合等に要する諸経費です。

第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目療養給付費1,596億2,800万円は、医科、歯科、調剤、入院時食事療養費・生活療養費及び訪問看護に係る保険給付です。第2目療養費15億3,100万円は、一般診療、補装具、柔道整復、鍼灸、あんま・マッサージ等に係る保険給付です。第3目審査支払手数料3億9,754万3,000円は、レセプトの審査及び医療機関への支払業務に係る手数料です。第2項高額療養諸費、第1目高額療養費16億4,400万円は、医療費の支払額が高額となり、一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付です。第2目高額介護合算療養費2億5,200万円は、1年間の医療費と介護サービス費用の自己負担額の合算額が一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付です。108ページをお願いします。第3項葬祭諸費、第1目葬祭費3億5,361万円は、被保険者の死亡に伴い、定額3万円の支給を行うものです。第4項、第1目その他医療費50万円は、災害で被災された方等の一部負担金等減免給付金です。

第3款、第1項、第1目特別高額医療費共同事業拠出金1億3,676万1,000円は、著しく高額な医療費を全国の広域連合で共同負担する事業に拠出するものです。また、その事務費として、第2目特別高額医療費共同事業事務費拠出金8万円を計上しています。

第4款、第1項支払基金拠出金、第1目出産育児支援金1億1,401万7,000円は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に要する費用の一部を支援するものです。

109ページをお開き願います。第5款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第1目健康診査費6億6,911万5,000円は、健康保持増進を図るために要する諸経費として医科・歯科健診や人間ドックに要する経費を計上しています。第2目その他保健事業費3億6,394万3,000円は、健診等以外のその他の保健事業に要する費用として、重複・頻回受診者等への相談指導や保健事業と介護予防等の一体的実施に要する経費等を計上するものです。

111ページをお開き願います。第8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金1,400万円は、過年度分保険料についての過誤納付に伴う還付金として、市町村に交付するものです。第2目還付加算金10万円は、過年度分保険料の還付に伴う加算金として、市町村に交付するものです。以上で、補足説明を終わります。

○議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。ここでしばらく休憩いたします。再開は午後2時15分といたします。

午後2時03分休憩

午後2時15分再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま議題となっている9件のうち、まず日程第6、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について）」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、承認第1号を採決します。本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について）」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、承認第2号を採決します。本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第8、議案第1号「令和6年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第1号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第9、議案第2号「令和6年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。12番、東芝弘明君。

〔東芝弘明君 登壇〕

○東芝議員 4点質疑を行います。30ページの分担金及び負担金のところの市町村分賦金、保険料等負担金の過年度負担分がなぜ5,612万6,000円の減額となったのか、その要因についてご説明いただきたいと思います。

2点目が、同じく30ページの市町村分賦金の保険基盤安定制度負担金が344万5,000円減額になっている理由についてご説明ください。

同じく30ページの国庫支出金の調整交付金です。特別調整交付金が1億277万6,000円減額になった理由についてご説明ください。

34ページです。保健事業費の委託料、保健と介護一体化委託料が1億5,112万5,000円減額になっていますが、これはどういうことなのか、ご説明をいただきたいと思います。以上です。

○議長 当局より答弁願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、田伏密宏君。

〔田伏密宏君 登壇〕

○事務局長 事務局長の田伏です。12番、東芝議員からの質疑にお答えします。4点質疑をいただいております。

まず1点目、議案書30ページ、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金、第2節保険料負担金の過年度負担分がなぜ5,612万6,000円減額となったのか、その要因は何かとのご質問でございます。令和6年度保険料等負担金の過年度分は、当初見込額4億110万2,000円に対し実績見込額3億4,497万6,000円で、5,612万6,000円の減額見込みです。減額の要因は、市町村の出納整理期間中の収納額が当初見込額よりも少なかったことによるものです。

2点目、同じく議案書30ページ、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金、第4節保険基盤安定制度負担金が344万5,000円減額になっている理由は何かと

のご質問でございます。保険基盤安定制度負担金は、高齢者の医療の確保に関する法律第99条の規定に基づき、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填する制度であり、県が4分の3、市町村が4分の1を負担しております。今回の減額補正につきましては、当該負担金の算出基準日が10月20日と定められており、令和6年度の当該負担金額が10月に確定したことによるものです。令和6年度当初予算額41億3,547万1,000円に対し令和6年度確定額は41億3,202万6,418円であり、344万5,000円の減額となりましたが、率でいいますとマイナス0.08%でありまして、ほぼ見込みどおりであったというふうに考えております。

3点目、同じく議案書30ページ、第2款国庫支出金、第2項国庫補助金、第3目調整交付金。特別調整交付金が1億277万6,000円減額になった理由は何かのご質問でございます。主な理由としましては、議案書の34ページの第2目になりますが、その他保健事業費の保健と介護一体化委託料を1億5,112万5,000円減額したことに伴い、当該事業に係る特別調整交付金の補助率が3分の2であるため、約1億円が減額となったことによるものです。

4点目、議案書34ページ、第5款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第2目その他保健事業費、第12節委託料で、保健と介護一体化委託料が1億5,112万5,000円減額になっているがどうかのご質問でございます。令和6年度は、11市町が新規に当該事業を実施する予定であったことから、令和6年度の当初予算案作成時点では当該市町の事業計画がまだできておらず、事業費に必要な経費の積算が困難でありました。そのため、令和6年度予算につきましては、この11市町分を特別調整交付金交付基準に規定する上限額を基に積算しました。その後、令和6年度事業開始に当たりまして各市町村から事業計画書の提出がありましたので、当該事業に必要な額が明確になったため、不用見込額を減額補正するものです。以上です。よろしくお願いします。

○議長 再質疑ございませんか。

○東芝議員 はい、議長。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 30ページの保険料負担金の過年度分に関わってですけれども、5月末までの出納閉鎖で市町村は動いているわけなんですけれども、後期高齢者のほうは3月末で閉めると。それでこういう差が生まれてきているという話もありますが、一旦この補正で5,612万6,000円、過年度分については減額補正をしています、それ以後の見通しというものも見ていると思うんですよ。それは一体どういう見通しをお持ちなのか、ご説明いただきたいと思います。

あと1点、34ページの保健と介護の一体化委託料の関係ですけれども、11市町村が令和6年度、初めてこの事業を新たに立ち上げたということで、マックスこの予算を見ていたけれども、実際に確定した事業によって1億5,112万5,000円の減額ということになっております。それで、保健と介護の一体化委託料というのは、今後の見通し、具体的な事業の中身について、広域連合から見ていて、本当にこの制度が効果のある事業として展開していくのかどうか、やってきた自治体と新たにやり始めた自治体に差があると思うんですけ

れども、先進的な事例としてどういう効果的な取組が展開されているのか、ご説明ください。

○議長 ご答弁願います。

○事務局次長兼業務課長 議長、番外。

○議長 事務局次長兼業務課長、池本収児君。

○事務局次長兼業務課長 まず、再質疑の1点目ですが、保険料負担金の今後の見通しというご質疑でございます。保険料収納率につきましては、過去の推移を申し上げますと、令和3年度が現年度保険料収納率99.62%、令和4年度99.58%、令和5年度が99.59%とほぼ横ばいでありまして、収納率につきましても、今後、同様の推移が見込まれると考えてございます。以上です。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、田伏密宏君。

○事務局長 一体化事業につきましては、令和6年度が初めて全ての市町村が取り組んだということで、この事業の目的というのは健康寿命を長くしていくというのが目的でありますので、これから各市町村の課題があると思いますので、その課題ごとに市町村が取り組んでいくことで、効果というのはすぐに表れるものではないですけれども、広域連合としても、市町村と連携する中で効果のほうも見ていきたいというふうに考えます。以上です。

○議長 再々質疑ございますか。

○東芝議員 はい。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 そしたら、過年度分、今回こういう形で、予算との関係で言うたら5,612万6,000円の減額ということになりましたが、例年どおりほぼ横ばいで収納率が上がってくるということでしたら、ほぼこの予算どおりの保険料の徴収ということになって、5月の出納閉鎖の頃には5,600万円ぐらいの収入が出てくるというふうに見ているというふうに理解してよろしいですか。

保健と介護の一体化の話なんですけど、各市町村からこの事業についてはどんな形で、広域連合に具体的な事業の内容として報告があるようになるんでしょうか。恐らく報告を求めていると思うんですけども、その報告を分析した上で新たな手だてというのが講じられていくというふうに考えていいんでしょうか。具体的な姿としては、各市町村にこの予算を使って保健師が配置されて、保健師1名を中心に保健と介護の一体化事業というのが推進されていくと思うんですけども、具体的な先進事例でこんな取組が行われているとかという話を今日はここで紹介することはできますか。いかがでしょうか。

○議長 ご答弁願います。

○事務局次長兼業務課長 議長、番外。

○議長 事務局次長兼業務課長、池本収児君。

○事務局次長兼業務課長 東芝議員の再々質疑にお答えいたします。まず、保険料の収納

率につきましては、おっしゃっていただいたとおりの見込みで考えてございます。

2点目としまして、高齢者の保健事業と介護の一体化の先進事例でありますけれども、那智勝浦町さんではスーパーと連携をしまして減塩の啓発に取り組んでおられたりとか、あと、かつらぎ町さんでは既存の会議等を活用して庁内連携を図っているというふうなことを聞いてございます。それから、事業の実績報告書というのがまた年度末に上がってきてまして、それに基づいて評価指標というのを国のほうで作成しておりますので、それに基づいて評価を行って、また次の今後の事業に活用していくというふうなことを考えてございます。

○議長 以上で質疑を終結します。これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第2号の採決をします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第10、議案第3号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について」、質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第3号の採決をします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第11、議案第4号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第4号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決することに

決しました。

次に、日程第12、議案第5号「和歌山県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の改定について」、質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第5号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第13、議案第6号「令和7年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第6号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第14、議案第7号「令和7年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。12番、東芝弘明君。

〔東芝弘明君 登壇〕

○東芝議員 5点質疑を行います。101ページの国庫支出金の普通調整交付金について、広域連合間の被保険者所得格差による財政の不均衡を補うものです。和歌山県はどのような理由で149億3,774万1,000円の交付になっているのか、ご説明ください。

106ページです。総務費の一般管理費、保険者事務執行業務委託料が3,567万4,000円も減になっている理由についてご説明ください。

108ページです。支払基金拠出金の出産育児支援金、負担金補助及び交付金の1億1,401万7,000円をこの後期高齢者の会計から拠出しなければならない理由というのは一体何なのかご説明いただきたいのと、この負担金の積算根拠についてもお示しをいただきたいと思います。

110ページです。保健事業費のその他の保健事業費、委託料の保健と介護一体化委託料は

6,086万6,000円の減になっています。積算の根拠とその理由をお示しいただきたいと思います。以上です。

○議長 答弁願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、田伏密宏君。

〔田伏密宏君 登壇〕

○事務局長 12番、東芝議員からの質疑にお答えします。4点質疑をいただいております。

まず1点目、議案書101ページ、第2款国庫支出金、第2項国庫補助金、第3目調整交付金の普通調整交付金について、広域連合間の被保険者所得格差による財政の不均衡を行うものであるが、和歌山県はどのような理由で149億3,774万1,000円の交付になっているのかとのご質問でございます。普通調整交付金の計算方法は、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令及び後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令に規定されており、省令に定める計算による当広域連合の調整対象需要額の311億円から、当広域連合の所得係数約0.75を用いて計算する調整対象収入額の162億円を引いた149億3,774万1,000円を計上しております。

次に、2点目です。議案書105ページ、第1款総務費、第1項国庫補助金、第1目一般管理費、第12節委託料、保険者事務執行業務委託料が3,567万4,000円も減額になっている理由は何かとのご質問でございます。主な理由としましては、委託先である和歌山県国民健康保険団体連合会の委託料単価が令和6年度の16.34円から令和7年度の9.31円へと7.03円引き下げられたためであり、件数につきましては、被保険者数の増加に伴い約520万件から約530万件へ、約10万件増加する見込みでございますが、委託料単価の引下げの影響が大きく、予算額の減額となったものです。

次、3点目になります。議案書108ページ、第4款、第1項支払基金拠出金、第1目出産育児支援金、第18節負担金補助及び交付金の1億1,401万7,000円をこの会計から拠出しなければならない理由をどう把握しているか、この負担金の積算根拠は何かとのご質問でございます。後期高齢者医療の出産育児支援金制度が創設された理由としましては、今後、生産年齢人口が急激に減少していく中で、少子化を克服するため子育てを全世代で支援するという観点から創設されたものというふうに認識をしております。令和7年度の当該支援金の積算根拠につきましては、厚生労働省が算定した出産育児一時金等の費用総額を基礎として厚生労働省で定めるところにより算定した額に、全ての医療保険制度の所要保険料に対する後期高齢者医療制度の所要保険料の割合により算出された負担率7%と、令和6・7年度の経過措置として2分の1を乗じて算出された約130億を各広域連合の被保険者数に応じて案分したものです。

次に4点目、議案書110ページ、第5款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第2目その他保健事業費、第12節委託料、保健と介護の一体化事業は6,086万6,000円の減額となっているが、積算の根拠とその理由は何かとのご質問でございます。令和6年度の予算につきましては、先ほど補正のところでも説明させていただきましたけれども、一部市町分

を特別調整交付金基準に規定する上限額を基に積算をしています。その理由は、令和6年度は11市町が新規に当該事業を実施する予定であったことから、令和6年度当初予算作成時点では当該市町の事業計画がまだできておらずに、事業に必要な経費の積算が困難であったことによるものです。一方、令和7年度につきましては、令和6年度に全ての市町村で当該事業を実施していることから、全市町村に対し対象事業費を調査し積算を行っています。令和6年度は一部市町村分が基準額上限による積算で、令和7年度は全市町村分が対象事業の調査による積算になりますので、この積算方法の違いにより前年度と比較して6,086万6,000円の減額となっております。以上です。よろしくお願いします。

○議長 再質疑ございませんか。

○東芝議員 はい、12番。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 101ページのところで、私のほうから1つ質疑が抜けてあったんです。健康診査事業補助金のうち、医科健診については受診人数が3,596人増え、4万9,014人になると積算していると。その根拠についてもご説明ください。この普通調整交付金の上のところにある予算に関わってのことです。

調整交付金の関係ですけれども、非常に大きな予算が調整交付金として、所得格差の是正ということで国から下りてくるということなんですけれども、全国比較との関係で和歌山県にこういう形で下りてくる149億というのは、所得の格差が大きいという県の一つに和歌山県がなっているのかなと。それで、全国の比較の中でどれぐらい和歌山県というのは所得が低い位置にあるのかというのが分かれば教えていただきたいと思います。

あと1点だけ、出産育児支援金のところなんですけれども、国の説明は分かります。疑問として残るのが、なぜ国民がお互いにタコの足の食い合いみたいにして負担し合わなければならないのかと。これって本来は出産育児支援金は税の再配分で行うべきであって、こんな保健事業の中から、被保険者が負担するお金の中からそれを負担するというのは基本的に間違っているように思うんですけれども、それについてはどうお考えなのか、お答えください。

○議長 ご答弁願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、田伏密宏君。

○事務局長 今、3点ご質問いただいたと思うんですけれども、まず1点目、議案書の101ページ、第2款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目健康診査事業費補助金のうち医科健診について、受診人数が3,596人増え4万9,014人になると積算しているが、その根拠は何かというご質問です。積算の根拠といたしましては、令和6年度当初予算策定時の令和6年度健康受診率26.11%に令和3年度から5年度までの受診率の対前年度の伸びの平均1.26ポイントを加えた27.37%を令和7年度受診率と見込みまして、これに健診対象者見込数17万9,100人を乗じて算出をしております。

それと、3点目の出産一時金を保険者がなぜ支援金を出さなければならないのかという

ご質問ですけれども、これについては国が決めてきた制度なんですけれども、子育て世帯を国全体で支えるという中で、国民皆保険ということで皆さんが加入している、国民全員が加入しているところから支援金を取るという考え方ではないかというふうに思います。以上です。

○総務課長 議長、番外。

○議長 総務課長、中田智也君。

○総務課長 12番、東芝議員の再質疑にご説明させていただきます。普通調整交付金に係る所得に関しまして、和歌山県の全国と比較した位置づけというところでございますが、申し訳ございません、順位については資料が今手元にはございませんが、普通調整交付金のときに所得係数というものを使用されているんですが、そちらは全国平均を1としたときに約0.75を使用しておりますので、全国平均と比較して約4分の3というところでございます。

○議長 再々質疑ございますか。

○東芝議員 はい、12番。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 101ページの健康診査については、毎年伸びていっているというのは喜ばしいことですね。さらに伸ばそうと思ったら、これは市町村の判断だと思うんですけれども、集団健診を後期高齢者が補助金を出して各市町村で行っていますが、集団健診に取り組んでいない市町村というのがまだあるかと思うんです。そこが集団健診に取り組んだら、さらに受診率というのは伸びる可能性があるように思うんですが、その辺のところはいかがなんでしょうか。

普通調整交付金の関係で係数が0.75ということは、かなり全国平均よりも和歌山県の後期高齢者の被保険者の収入が低いということを示していると思うんです。収入の低さと保険料の関係というのは非常に大事な指標になると思いますので、ここを注意しながら保険料の設定というのをやっているのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

もう一点だけ、保健と介護の一体化の委託料ですけれども、先ほどの補正では減額が1億円を超えていましたから、当初、広域連合が想定したものよりもメニューをこなすことができなかったということだと思うんですけれども、今年は令和6年度の取組を踏まえて2年目に入る自治体もありますから、去年の実績よりも予算上は減額になっていますけれども、さらに充実した取組になっていると。それが補正で減額した金額と当初予算で減額した金額を比べると当初予算の減額が小さいですから、そういうふうに関実に、昨年度よりは充実した内容をもって各市町村が取り組むというふうになっているというふうに見えるんですけれども、これで間違いはないでしょうか。

○議長 ご答弁願います。

○事務局次長兼業務課長 議長、番外。

○議長 事務局次長兼業務課長、池本収児君。

○事務局次長兼業務課長 まず、集団健診の件でご質問があったかと思うんですが、令和

2年度までは13町村で集団健診を実施していただいております。令和5年度からはこれが14町村に増えてございます。約半分ぐらいの割合なんですけど、各市町村には集団健診を実施していただくようお願いをしておるわけなんですけれども、市町村のほうからは、集団健診を実施できない理由といたしまして、やはり職員のマンパワーの不足というものを理由として挙げられる市町村が多いです。また、会場設定の難しさとか、国保の特定健診で予約がいっぱいになるため、後期高齢者の受入れが難しいという理由も市町村から聞いてございます。以上でございます。

○総務課長 議長、番外。

○議長 総務課長、中田智也君。

○総務課長 12番、東芝議員の再々質疑についてお答えいたします。2点目の普通調整交付金に関連しまして、保険料率決定の際に所得を考慮されているかというご質問でございますが、保険料率を定める際に均等割、所得割という比率を定める部分があるんですが、そこで所得係数を用いております。普通調整交付金につきましては、同規模、費用の額が同じであれば均等割額が同じようになるというふうに設定されておりますので、その分所得割が、所得が少ない県は収入が低くなります。その差額を調整交付金で補填するというふうな制度になっておりますので、考慮をされていると考えております。以上でございます。

○事務局次長兼業務課長 議長、番外。

○議長 事務局次長兼業務課長、池本収児君。

○事務局次長兼業務課長 3点目の一体化学業の関係なんですけれども、今、来年度の申請書の案というのが出てきておる市町村もございまして、それを見る限りメニューが増えていると思われるんですが、まだちょっと確定はできていない状況でございます。

○議長 以上で質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

討論の通告がございますので発言を許します。12番、東芝弘明君。

〔東芝弘明君 登壇〕

○東芝議員 令和7年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について、反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳という年齢で国民を切り分け、負担を押しつける制度です。こんな形で世代間の分断を図っている例は、他の先進国には全く見られません。この制度の導入目的は、高齢者に医療費負担の痛みを実感してもらうことにありました。議員はこの制度導入における国の動機を忘れてはならないと思います。国が説明したとおり、後期高齢者医療制度は保険料改定とともに繰り返し被保険者に負担増を押しつけてきました。今やこの医療制度は2割負担を拡大する方向に向かいつつあります。一定以上の所得を持った被保険者に医療費の2割負担を導入するとき、全国医師会は、1割負担の現在でさえ75歳以上の被保険者の医療費の実費負担は重いと指摘し、2割負担導入に反対しました。このことも忘れてはならないと思います。この制度の目的の一つは、国民の分断を図るところにあります。国民同士がいがみ合い、対立し合う傾向が近年強まってきた背景には、

国の分断政策があるということです。

今年度予算には出産育児支援金として1億1,401万7,000円の予算が組まれています。所得の極めて低い後期高齢者がどうして出産育児支援金を拠出する必要があるのでしょうか。子育て支援の負担に責任を負うべきなのは、労働者として雇い入れている企業及び税の再配分に責任を負っている国ではないでしょうか。こんな負担のさせ方は保険制度の原則から逸脱したものではありませんか。私は、後期高齢者の医療制度を廃止し、老人医療費の無料化を求めるべきだと思います。これこそが生存権を規定した日本国憲法第25条を生かす道だと思います。

マイナ保険証について言及いたします。12月2日から新規で保険証が交付できなくなり、マイナ保険証が唯一の保険証となりました。これに合わせ資格確認証がプッシュ型で交付されます。こうなったことによって、大きな混乱は避けられました。そもそもマイナンバーカードの取得は任意であり、マイナ保険証に一本化することは許し難いと言わなければなりません。

東京新聞が国の意思決定について資料開示を求めましたが、どのような検討をしたのか記録がないことが明らかになりました。マイナ保険証への一体化については河野大臣の発表した発言ばかり、これが実態でした。3月24日から実施される運転免許証がマイナ運転免許証との併用であることと比べても、マイナ保険証への一本化は異常だと思います。私は、後期高齢者医療制度の廃止を求めつつ、一步でも二歩でも制度の改善を求めます。

私はこの議会で集団健診の実施を提案し、実現しました。保険料の値下げを訴え実現したこともあります。議会の運営改善では、議案の説明資料の配付を求め、実現いたしました。改善に真正面からお応えいただいた事務局には感謝いたします。事務局の職員は各自治体から派遣され、この制度を少しでもよくしたいという気持ちを持って運営しています。ヒアリングの中でもこれを強く感じました。議会議員は住民の代表として事業を監視しつつ、改善を求めるべきだと思います。私の提案によって会議の時間が長引いたりしますが、それは住民の立場に立って改善を求めるための必要な時間だと思っています。以上で、私の反対討論を終わります。

○議長 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。これより、議案第7号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第15、「一般質問」を行います。

質問の通告がありますので発言を許します。12番、東芝弘明君。

〔東芝弘明君 登壇〕

○東芝議員 発言通告に基づいて、一般質問を行います。今回の質問のテーマは、次期保険料の引下げを求めるものです。2月に入って食品1,656品目の値上げが行われ、2か月連続1,000品目を超える値上げとなりました。しかし、年金の増額は物価に見合っていない状況であり、高齢者の生活は厳しい状況に置かれています。後期高齢者である被保険者のほとんどは年金収入が頼りであり、政治の制度によって生活が大きく変化します。この中に後期高齢者医療の保険料や医療費負担があるということです。

まず、6点、具体的に質問いたします。1点目、商品の値上げによって国民生活からは悲鳴が聞こえる状況を広域連合長はどう把握されていますか。この質問は、暮らしの問題に対し政治的感覚が問われると思います。明確な答弁を期待いたします。

2点目、被保険者の所得の状況です。和歌山県内の後期高齢者の被保険者数と平均所得を明らかにしていただきたいと思います。

3点目、被保険者1人当たりの保険料は幾らなのかという点です。

4点目、均等割の7割軽減、5割軽減、2割軽減の被保険者数と、軽減を受けている被保険者数の合計及び被保険者数に占める軽減を受けている割合をお示してください。

5点目、会計の推移です。会計の推移によっては、保険料を値下げできるかどうかが見通せます。繰越金の状況及び各基金の状況を示していただきたいということです。これと併せて、その他の要因もありますから、会計の状況をどう分析しているのか、広域連合としての認識もお示してください。

6点目、和歌山県が管理している財政安定化基金の状況についてです。この基金を活用して保険料を下げた全国の事例があります。これを紹介していただきたい。その上で、和歌山県のこの基金の状況をお示してください。県に対して取り崩すことを求める要望書を提出することが議員全員協議会で示されました。広域連合の姿勢がここに表れていると思います。前向きな建設的質問になることを期待いたします。

以上が第1回目の質問です。この質問にお答えいただいた上で、これらの論点を深め、事務者、広域連合長をはじめ、質問をしたいと思います。連合長に対しては、政治家としての取組も期待いたします。よろしくお願いいたします。

○議長 当局より答弁願います。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、三浦源吾君。

〔三浦源吾君 登壇〕

○連合長 12番、東芝議員からの一般質問にお答えをいたします。6点ご質疑をいただいておりますが、2点目から6点目までは事務の具体的な内容に関する質問でございますので事務局に答弁をさせますが、私からは、1点目の物価の値上げによって国民生活からは悲鳴が聞こえる状況を広域連合長はどのように把握されているかのご質問にお答えを申し上げます。

議員ご指摘のとおり、物価の値上げに関する記事は毎月のように出されております。また、本当にロシアによるウクライナ、またイスラエルのガザということで、燃料等の高騰を

はじめ物価の高騰が止まらない状況で、国民、県民、市民の皆さん方の生活は本当に喫緊を極めているというふうに考えてございます。

1月24日の厚生労働省の発表によると、令和7年度の年金額は1.9%の引上げとなっていますが、令和6年の物価変動率、この2.7%には追いついておらず、家計の厳しさは増えています。実際、小売店での買物の際に値札を見て買物をためらうことが増え、物価高騰については肌で感じているところでございます。そのような声もたくさん聞いてございます。このような状況の中、国からは様々な物価対策の補助金・交付金の施策が示されておりまして、私の御坊市におきまして、これらを活用した住民の皆さん方の負担を少しでも軽減できるよう支援を行っているところでございます。私からは以上でございます。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、田伏密宏君。

〔田伏密宏君 登壇〕

○事務局長 12番、東芝議員からの一般質問にお答えします。2点目から6点目までのご質問にお答えします。

2点目、被保険者の所得の状況、和歌山県内の後期高齢者の被保険者数と平均所得を明らかにしていただきたいとのご質問です。まず、被保険者数は、令和6年4月1日現在で17万3,101人です。次に、平均所得についてですが、令和6年7月の保険料本算定時点で52万9,181円となっています。なお、ここで言う所得額というのは、広域連合システムで保険料計算を行うための賦課の基となる所得額であるため、総所得金額から43万を控除した金額となります。また、元被扶養者には所得割が賦課されないという特例がありますので、この所得額には反映されない仕様となっていることから、被保険者数から元被扶養者数を差し引いて平均所得額を算出しております。

次に3点目、被保険者1人当たりの保険料は幾らかとのご質問でございます。令和6年7月の保険料本算定時点における1人当たりの平均保険料は7万3,982円となっております。

4点目、均等割の7割軽減、5割軽減、2割軽減の被保険者数と軽減を受けている被保険者の合計及び被保険者数に占める軽減を受けている人数を示されたいとのご質問でございます。令和6年7月の保険料本算定時点における均等割軽減該当者の人数と割合になりますが、保険料が賦課された人数17万6,032人のうち、7割軽減が7万7,165人で43.84%、5割軽減が2万3,450人で13.32%、2割軽減が1万9,823人で11.26%、元被扶養者軽減が1万44人で5.71%、軽減該当者は合計13万482人で全体の74.12%となっております。

続いて5点目です。会計の推移、保険料を値下げできるかどうか、繰越金の状況、各基金の状況を示されたいとのご質問でございます。特別会計の残高は1月31日時点で約93億円ですが、これは年度当初に国費の支払いを多く受けているもので、毎月の療養の給付費等の支払いにより減少していきます。繰越額は、令和5年度が約24億円、令和4年度は約10億円で、令和6年度も予測は難しいですけれども、これらと同程度になるかというふうに考えておりまして、特別会計の予算規模1,650億円から見ますと、会計運営上余裕のある

額ではないというふうに考えております。また、保険料の剰余金を積み立てています後期高齢者医療給付費準備基金の残高は令和6年度末で20億円を見込んでおりますが、令和7年度当初予算に計上した約2億6,000万円を取り崩す予定としておりまして、令和6・7年度保険料算定に使用した令和5年度末の基金残高20億円から大幅に増加する見込みはなく、保険料の引下げ要因とはならないというふうに考えています。なお、30市町村にご負担いただいております事務費分賦金の剰余金を積み立てている財政調整基金の令和6年度末の残高は、1億3,000万円を見込んでおります。

6点目、和歌山県が管理している財政安定基金の状況について、この基金を活用して保険料を下げた全国の事例がある、これを紹介されたい、また、和歌山県の基金の状況を示されたいとのご質問でございます。まず、当該基金を活用して保険料を下げた全国の事例についてですが、国が公表しております基金造成団体別基金執行状況表によりますと、財政安定化基金の交付決定は、令和3年度が8都道府県で52億1,900万円、令和4年度が3都道府県で10億2,500万円となっています。この資料だけでは明確に分かりませんけれども、これらの多くが保険料上昇抑制のために交付を受けたものと推測しております。次に、本県の財政安定化基金の状況についてですが、令和5年度末の基金残高は23億5,138万7,031円になっております。以上です。

○議長 再質問ございますか。

○東芝議員 はい。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 再質問です。まず、事務的な答弁について確認した上で議論を深めたいと思います。

2点目の平均所得、3点目の1人当たりの保険料に関わって質問を続けます。まず1つ目は、保険料の負担は重いのかどうかです。仮に独り暮らしの被保険者の所得が52万9,181円、平均であった場合、収入が公的年金だけの場合であれば、年金支給総額は205万9,181円になります。この人が76歳の場合、年間の保険料は9万7,100円になります。これは収入の5.7%に当たります。介護保険料が加わると、収入の10%をはるかに超える負担になっています。つまり収入ベースで、1年間の中で10分の1が介護保険と後期高齢者の保険で飛んでしまうんですよ、少ない収入の中から。これが実際の実態だというふうに思います。保険料設定は高過ぎると言わなければなりません。一番の責任は国にあります。国がお金を出すのを渋っているの、こんな高い保険料を全ての後期高齢者の被保険者にかぶせるということにならざるを得ないというところにあります。ですから、国の制度を根本的に改める必要があるし、もう一つは、団塊の世代が75歳以上になってくるときに、国は後期高齢者の被保険者に対して負担割合を調整して、重い負担をかけるという制度改革を行いました。ですから、本当に国が導入時に後期高齢者の人々に医療費の痛みを実感させるんやと言うた、この考え方がずっと貫徹されていっているということだと思います。それで、均等割の7割、5割、2割の軽減が行われても、和歌山県の広域連合の1人当たりの保険料は、先ほど答弁したように7万3,982円という金額になっています。平均所得52万9,181

円に対して1人当たりの保険料が7万3,982円ということで、負担は非常に重いというのは明らかだと思うんですよ。それで、政治というのは一人一人の暮らしに対して行われているもので、個人的な問題は全て政治の問題だというふうに思います。暮らしに対し保険料負担が重い、これは今回の私の一般質問を通じてお互いの共通認識として確認できるかどうか、これをお答えいただきたいんです。

2つ目は、被保険者の人には収入の少ない人が多いということに関わって、これをどう考えるかということでさらに質問したいと思います。壇上での質問の4点目、7割、5割、2割軽減の被保険者の合計は13万482人でした。全体に占める比率は74.12%、つまり4人のうち3人が何らかの軽減を受けていると。しかも7割軽減が全体の中で43.84%を占めていると。だから、いかに和歌山県の被保険者の年金収入が少ないのかということが如実に表れているというふうに思うんです。この実態を踏まえて保険料のことを考える必要があると私は思うんですけども、広域連合は、収入の低い被保険者に対して、今かけている保険料について負担が重いと思っているかどうかというのを率直にお答えいただきたいと思うんです。

3点目は会計の状況なんですけれども、恐ろしいのは、給付が1,650億円も要りますから、ちょっと変化が起こったら物すごい負担が会計にかぶさってくると。ですから、23億円とか24億円余ってあったとしても、なかなかそのお金を使ったとしても、保険料の軽減というのは微々たるものにとどまってしまうと。ここに会計の苦しさや恐ろしさがあると思うんです。しかし、その中でも精いっぱいのことをやって、次期保険料は下げるべきだと。そのためには、和歌山県が持っている23億円という安定化基金についても本当に取崩しをさせていただいて、保険料を下げるべきだというふうに思うんです。特にあの基金の特徴は、国が3分の1負担、県が3分の1負担、広域連合が3分の1負担、つまり30市町村が全体で3分の1を負担しているということやと思うんです。使ったら、このルールで一定額を積み立てなければならないことになってきますから、広域連合の視点からしたら3分の1の負担だけで済むわけですよ。取り崩すときには全額取り崩して、負担するときは3分の1で済むと。だから、これを活用して保険料を下げるというのは理にかなっているというふうに思うし、先ほどの答弁で、実際に下げた事例があるというのは非常に心強いと思うんです。それで、この基金を取り崩して保険料軽減のために活用するということを本気でしていただきたいと。そのためには、私たち議会も本当に意見書を上げるべきやと思います。それと同時に、広域連合長が30市町村に働きかけて、政治家として県の基金を活用させてくれということで、皆さん、前に4人首長さんがいらっしゃいますので、力を合わせて本当に県を動かしてほしいんですよ。そうすれば、少しでも保険料をこの物価高の中で下げることができるかと違うかというふうに思っているんで、今日はそういう前向きな答えをぜひお聞きしたいというふうに思って一般質問させていただきました。ご答弁をよろしくお願いします。

○議長 当局よりご答弁願います。

○事務局次長兼業務課長 議長、番外。

○議長 事務局次長兼業務課長、池本収児君。

○事務局次長兼業務課長 再質問の中の保険料の負担をどう思うかというご質問なんですけれども、今の保険料で7割軽減で年間の保険料が1万6,300円となっていてございます。これは例として、年金80万の方で7割軽減で1万6,300円ということになっておりまして、確かに均等割の保険料というのが料率改定のたびに上がってきておると。これはなぜかというたら、先ほど申し上げましたように和歌山県の被保険者の平均所得というのが低い関係で、所得割のほうでそんなにお金が集められないので、相対的に均等割の保険料が上がってくるという料率算定の決められたルールに基づいて、こういう均等割保険料が決まっております。広域連合といたしましても、均等割軽減が上がっていく中で、国に対しまして7割軽減以上の軽減制度を設けていただくように、全国の広域連合協議会を通じまして要望しておるわけですし、国のほうに今後も引き続いて要望してまいりたいと考えてございます。以上です。

○連合長 議長、番外

○議長 広域連合長、三浦源吾君。

○連合長 12番、東芝議員の再質問にお答えいたします。3点目、4点目といたしまして、広域連合長として30市町村に働きかけをお願いしたいということでございます。先ほどのご質問にありますように、本県の高齢者の皆さん方、低所得の割合が多いということとは十分理解をしております。その中で保険料の負担が非常に大きいということで、これまでの議会においても東芝議員のほうから再々質問をいただいております。今回ございました保険料を少しでも下げていくということで、県の財政安定化基金、これの活用を県に働きかけていただきたいということで、実は一昨年からも少し事務局のほうで県との話し合いをしているわけですが、今日は全員協議会の場でもお話しさせていただいたと思いますけれども、今現在、県のほうとの日程調整をさせていただいてございます。私のほうからも県に対して少しでも、先ほど言われましたように他府県でそういった活用の事例があるということですし、法律のただし書で保険料をかけるということで取りあえず使うというふうに書いてございますので、何とか私だけではなくて、ここに今お座りの副連合長はじめ、もちろん議会の先生方のお声もいただきながら、ここに座っている職員、プロパーの皆さん方と一緒に、少しでも保険料を低くしたいということで頑張ってまいりたいというふうに思っております。どうかよろしく願いいたします。

○議長 再々質問ございますか。

○東芝議員 はい。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 被保険者の生の声を一つだけ紹介します。和歌山市の人です。医療費の2割化や保険料負担の大きさは、年金生活者の暮らしを直撃している。介護の保険料と合わせれば25万4,000円余り、年金1か月分を軽く超え、住民税などを加えると、10か月分の年金で12か月になってしまう。保険料を何としても下げてほしいと。10か月分しか使えないということをこの方は言っているんですね。

三浦連合長が本当に率直に前向きな答弁をしていただいたのはうれしかったです。それと、広域連合としても、廃止された9割軽減、それから8.5割軽減、こういうものも含めて、7割軽減を超える軽減を一緒に国に対して求めているというところにも、保険料が高いんだという認識が連合としても示されているというふうに思います。

この制度が導入されたときに、舛添さんが大臣やったんですよ。何をしたかという、バスの絵を描いて、75歳以上の人はこのバスに乗っていただきますということを分かりやすく説明したんです。うば捨て山かという意見が出たんですよ。ごうごうたる批判の中で9割軽減と8.5割軽減というのを導入して、それでスタートしたから保険料の負担が安かったんです。それが10年ぐらいたっていく中で、見事に9割軽減と8.5割軽減をなくしてしまいました。こういう国に私たちは生活しているという、この怒りを市町村からちゃんと国にぶつけて、本当に国民の生活が厳しいんだということで、何としても重い負担をちょっとでも下げたいということで、運動を起こすことが極めて大事だと思うんです。今日はそういう共通の土台に立って、次期保険料については考えていくということを確認できたなというふうに思うんですけれども、それで連合長、間違いございませんか。

○議長 ご答弁願います。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、三浦源吾君。

○連合長 先ほど県に対しては頑張っていくということをお話しさせていただきましたけれども、議員ご承知のように全国レベルでも、全国後期高齢者医療広域連合協議会が毎年行っている国への要望の中でも、今後も継続して国庫負担を増やすようにということで要望する内容を入れてございますので、引き続き同じような要望を県・国に対して行っていきたい、このように思っているところでございます。

○議長 以上で一般質問を終結します。

お諮りいたします。ただいま本会議において議決された各案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第38条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。本定例会に提出されました諸議案について、議員各位の終始真剣なご審議により全て議了し、無事閉会の運びとなりました。議員各位に衷心より敬意を表すとともに、ご協力に深く感謝申し上げます。寒さ厳しい折、議員並びに当局の皆様におかれましてはご自愛いただくとともに、今後とも広域連合発展のためご精進くだらんことをお願い申し上げて、簡単措辞ではございますが、御礼のご挨拶とさせていただきます。

広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、三浦源吾君。

〔三浦源吾君 登壇〕

○連合長 閉会に当たり、お許しをいただきましたのでご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、熱心かつ慎重なご審議の上、提出諸議案についていずれもご賛同いただき、厚く御礼を申し上げます。今後とも、後期高齢者医療制度の保険者として、構成市町村と一層の連携を深め、保険者機能の充実と安定した医療の給付に努めていく所存でありますので、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。結びに、議員の皆様には、まだまだ寒さ厳しい折、健康に十分ご留意され、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。本日は誠にありがとうございます。した。(拍手)

○議長 これにて、令和7年2月12日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。ありがとうございます。

午後3時34分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 杉 本 博 美

署 名 議 員 新 谷 英一郎

署 名 議 員 松 井 孝 恵